

るやうに、站戸の和雇和買雜泛差役を免じて、その代りに站戸自からをして首思を備へしめて濫給を防がうとしたり、|| 站戸自から首思を備へると、濫給すればする程自らの負擔を増すことになる故、これが給與濫費を戒める結果となる理である|| 或は之を改めて官で首思を備へ、その代りに站戸に之に相當する負擔として雜稅役を課したり屢々その制度を更改したことは、經世大典にも元典章にも見えて居る通りである。官で之が供給に當つた時に、その事務を掌つたのが即ち管首思官であつたに違ないが、站戸で之に當つた時には官と稱せずして管祇應首思人と稱したやうである。祇應は言ふまでもなく供給の義に外ならぬ。經世大典站赤三、至元二十七年八月一日の條に、尙書阿難答や參議阿散等の上奏を載せた中に、眞定路管祇應首思人崔祐といふ名が見えるのは即ちこれである。前に引いた至元二十八年六月に中書省が驛站の役員を定めた所に、祇應頭目攢典各一名とある祇應といふのも、矢張りこの首思の祇應を管した人をいうたのに外ならぬであらう。

以上の外にも、站戸の餘糧あるものゝ中から取つた庫子、即ち驛站附設の倉庫の看守に當るもの、もしくはその長と思はれる総把庫子、或はまた攢典等の役員も見えるが、もとより驛站の卑職であつたに違ない。

註① 藝文第八年第十二號所載、拙稿「元朝祕史に見ゆる蒙古の文化」參照。(本書所收別項)

② 成吉思汗實錄六五六頁。

③ 東洋學報第十八卷第二號「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」參照。

④ *Inscription et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole. T'oung pao nouv. sér. vol. v. p. 397.*

⑤ 東洋學報第十八卷第二號「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」。

⑥ Schmidt, *Mongolisch-deutsch-russisches Wörterbuch.*